

地域活動車の貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の保有する自動車（以下「地域活動車」という。）を各種団体等に貸出しすることについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 地域活動車を貸出しすることができる場合は、本会会員である自治会、福祉団体、公益ボランティア・市民活動団体組織及び地方公共団体が三木市における地域福祉の推進を図ることを目的とした使用に限るものとする。ただし、営利、娯楽等の目的には使用することはできない。

(貸出の条件)

第3条 地域活動車により貸出の条件は下表のとおりとする。

マイクロバス	① 乗車人数が10人以上であること ② 貸出時間は、7時間以内であること
トラック	① 運転手は、普通運転免許証保持者であること ② 貸出し中のいかなる事故についても使用申請者が全責任を負うものとする
車いす対応車両	① 運転手は、普通運転免許証保持者であること
ワゴン車	② 主に人を移送する車両とするものとする ③ 貸出し中のいかなる事故についても使用申請者が全責任を負うものとする

(使用申請)

第4条 地域活動車を使用する者は所定の様式により、使用する20日前までに地域活動車使用申請書（様式1号）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可)

第5条 会長は、使用を許可したときは地域活動車使用許可書（様式2号）を交付するものとする。

2 会長は、条件をつける必要があると認めたときは、その事項を記入するものとする。

(使用許可の取消)

第6条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、許可を変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) 許可の条件に従わないとき。

(2) 虚偽の使用申請又は不正な手段によって許可を受けたとき。

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(貸出許可の撤回)

第8条 次のいずれかの事項が発生した場合、使用許可を撤回することがある。

- (1) 地域活動車の故障等が発生、または発生するおそれがあると判断した場合。
- (2) その他、運行に危険があると判断した場合。

(使用責任)

第9条 地域活動車を借り受けた者は、借り受けたときから返却するまでの間、管理の全責任を負い、次のことを厳守する。

- (1) 使用申請に記載された目的及び時間を厳守しなければならない。
- (2) 運行に際して、道路交通法など安全運転に関する法令を厳守しなければならない。
- (3) 運行中に人的、物的事故を起こしたときは、直ちに本会に連絡し指示を受けるとともに、地域活動車事故報告書(様式3号)を提出しなければならない。
- (4) 借り受けた者は、使用后、洗車及び車内・外を清掃しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。